

職場内で

掲示・回覧
をお願いします！

メルマガ会員募集中

健康保険の最新情報を毎月無料でお届けします！

登録は協会けんぽホームページから行うことができます！
スマホでもOK！



協会けんぽ 秋田支部データ

令和6年5月末現在の確定値（）内は対前年同月比

事業所数	16,493社 (146社)
被保険者数	192,408人 (▲1,295人)
被扶養者数	98,278人 (▲4,896人)
平均標準報酬月額	259,074円 (4,525円)

協会けんぽ秋田支部お問合せ先

018 (883) 1800

健診結果を放置していませんか？

健診結果で「要治療」「要精密検査」などと判定されても、自己判断で“大丈夫”と思い込んで放置してしまうのは大変危険です。

自覚症状がないのに医療機関を受診する必要があるの？

高血圧症などの生活習慣病は、**自覚症状がないまま徐々に進行**します。治療せずに放置すると動脈硬化などが急速に進み、心疾患や脳卒中等を発症する危険度が高くなります。重大な病気の発症を防ぐため、早期に受診することはとても大切です。

実際に寄せられた 加入者・事業所のエピソード



健診結果で「要治療」と判定されていたが長年放置していた。思い切って医療機関を受診したところ、医師からもう少し受診が遅ければ合併症発症の危険があったと言われ、**自覚症状がなくても受診することの大切さに気づいた。**

事業所内で脳梗塞や心筋梗塞などの生活習慣病を患い退職する従業員が増えたことをきっかけに、健康に対する意識が高まった。現在は、**従業員が健康で長く働き続けられるように、受診勧奨をいかさず行っている。**

「要治療」「要精密検査」と判定された方がいらっしゃいましたら、事業主・ご担当者様から早期受診のお声掛けをお願いいたします。

保健事業の一部を外部委託しています

委託先からご本人もしくは事業所にご連絡させていただくことがあります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

未治療者に対する受診勧奨業務について

健診で要治療等と判断された方に対して、医療機関へ早期に受診いただくためのご案内を行っています。
令和6年度は文書や電話によるご案内を「株式会社 エム・エイチ・アイ」に業務委託しています

特定保健指導業務委託について

健診の結果、生活習慣病のリスクのある方に対して、保健師等による特定保健指導を行っています。
令和6年度は、特定保健指導の一部を「株式会社 ベネフィット・ワン」「株式会社 ベストライフ・プロモーション」に業務委託しています。

集合健診（生活習慣病予防健診） の開催場所変更のお知らせ

はまなす号（JCHO秋田病院）の集合健診開催場所が変更となります。
12月13日（金）秋田テルサ→秋田卸センター



★ Information

令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度資格の再確認を実施しています。
令和6年度につきましては、10月に順次「被扶養者状況リスト」を送付いたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出をお願いします。
資格再確認は、現況確認だけでなく、加入者皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。



確認の対象となる方

令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者(ご家族)

※対象となる方がいない場合は、被扶養者状況リストは送付しません。

送付時期

令和6年10月に順次送付いたします

提出期限

令和6年11月29日(金)

添付書類について

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、今年度も下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出が必要です。

○ 被保険者と別居している被扶養者

→ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

○ 海外に在住している被扶養者

→ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

令和5年度の実績

○ 扶養解除者数 約7.1万人

○ 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約10億円